

令和元年8月30日
大阪税関業務部

ヨーグルトに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について（お知らせ）

本年度の初日から7月末日までの期間における関税暫定措置法別表第1の6の7の項に定める物品（以下「ヨーグルト」といいます。）の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和元年9月1日から令和2年3月31日までの期間に輸入されるヨーグルトについて、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりましたのでお知らせします。

記

品目（関税暫定措置法別表第1の6の7の項に定める物品）	統計品目番号	関税率	
		特別緊急関税 発動前 (WTO税率)	特別緊急関税 発動後
ヨーグルト	0403.10-190	29.8% + 915円/kg	39.7% + 1,220円/kg

（注）

関税割当てを受けて輸入される物品については、関税暫定措置法第7条の3第2項第1号の規定により、特別緊急関税発動前に本邦に向けて送り出された物品については、同項第6号の規定により、それぞれ特別緊急関税の課税対象外となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門
(06-6576-3313)までお問い合わせください。